

川崎市病院局課長補佐に関する要綱

平成19年 6月29日
19川病総庶第315号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局事務分掌規程（平成17年病院局規程第2号）第5条第7項の規定に基づき設置される課長補佐に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置方針)

第2条 課長補佐は、次の各号のいずれかに該当する組織に設置するものとする。

- (1) 3人以上の係長又は担当係長（病院事業管理者が指定する担当係長を除く。）が設置される組織
- (2) 局全般に関係する業務を執行する企画、庶務、経理その他特に重要かつ困難な事務を担当する組織
- (3) その他病院事業管理者が必要と認める組織

(担当事務)

第3条 課長補佐の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 所属する課等の組織の業務の進行管理、連絡調整等
- (2) 上司である課長又は担当課長の補佐
- (3) その他病院事業管理者が指定する係長又は担当係長の業務

附 則（平成19年6月29日19川病総庶第315号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川病総庶第2021号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。